

## 鳴門地区生息環境づくりワーキングの報告

---

# 今年度の鳴門地区生息環境づくりワーキング

第2回徳島県流域コウノトリ・ツルの舞う生態系ネットワーク推進協議会（書面開催：2022年3月1日送付）以降、ワーキング会議を2回開催しています。

生息環境づくりワーキングメンバー 一覧(2023.1.10時点)

〈2022年度〉

## 第7回ワーキング（2022年5月17日）

### 【主な内容】

津慈地区自然再生事業について／自然再生事業地の修正設計について／自然再生事業地の利活用について



## 第8回ワーキング（2023年1月10日）

### 【主な内容】

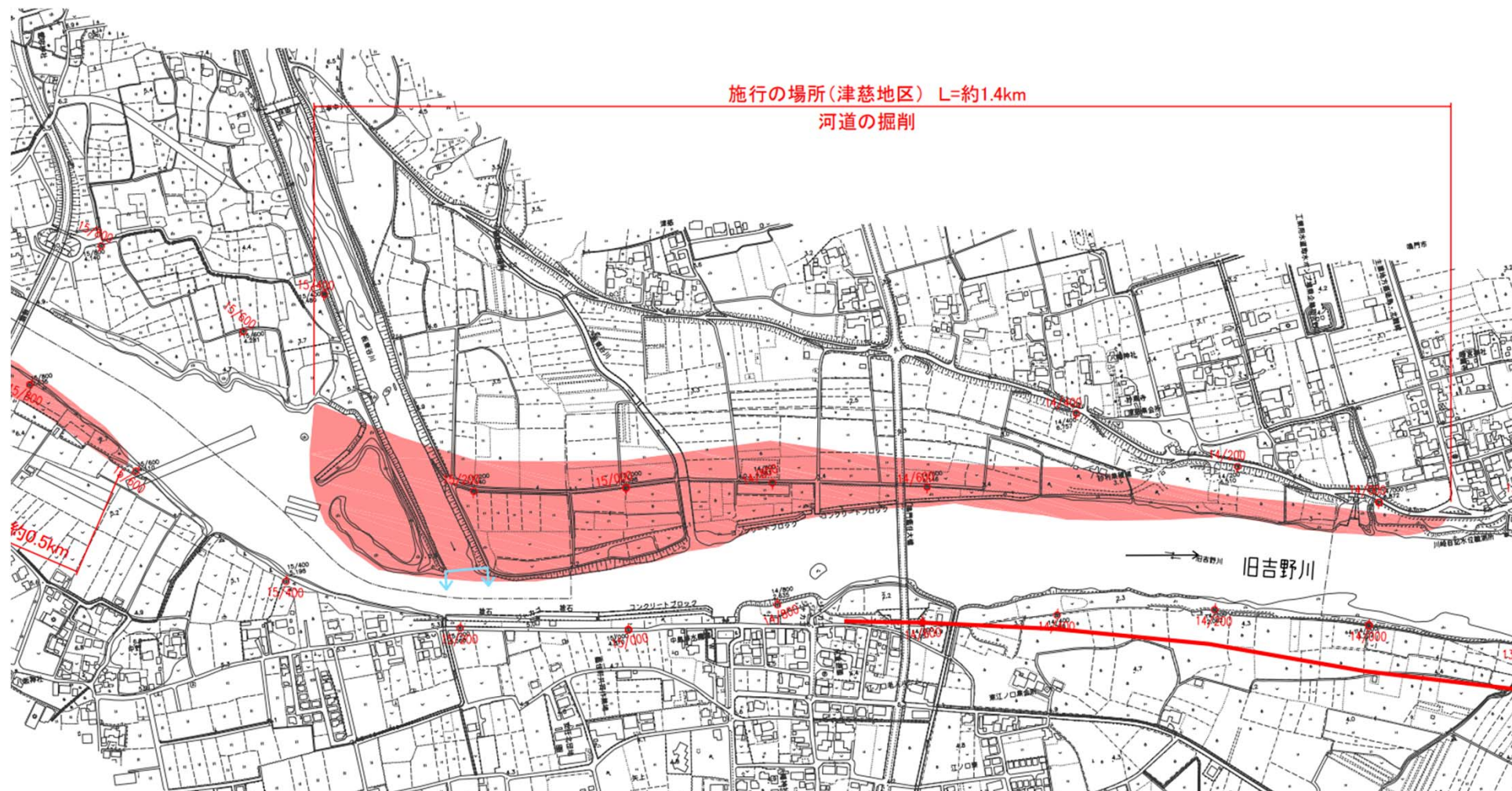
津慈地区自然再生事業について／津慈地区自然再生事業地の管理・活用の検討について

### ワーキングメンバー

河口 洋一	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授 ◆座長
柴折 史昭	NPO法人とくしまコウノトリ基金 理事・事務局長
鈴木 誠一	鳴門市市民環境部環境政策課 課長
楠 智博	藍住町建設産業課 主任
八木 健治	川崎自治会
竹村 昇	コウノトリ定着推進連絡協議会 会長
藤川 浩	徳島北農業協同組合 代表理事常務
天野 大	徳島県技術士会 理事
近藤 敏晴	津慈土地改良区 理事長
野田 勇人	特定非営利活動法人れんこん研究会 理事長
樫本 幸実	日本ビオトープ管理士会徳島支部 理事
長谷川 益男	三俣自治会 自治会長
松田 智子	〈オブザーバー〉 徳島県 農林水産総合技術支援センター 経営推進課 担い手支援担当 係長

# 津慈地区湿地づくりについて

板東谷川合流部については、「吉野川水系河川整備計画－吉野川の河川整備（国管理区間）－【変更】平成29年12月」において、旧吉野川の治水対策（氾濫水位の低減）のため、河道掘削が計画されています。この場所は、コウノトリの営巣地から近く、コウノトリの生息に配慮する事業（コウノトリの採食環境となる湿地環境の創出等）とすることで、コウノトリの飛来が見込まれます。鳴門地区生息環境づくりワーキングでは、津慈地区湿地作りについて創出する環境や管理・活用等について検討してきました。



板東谷川合流部の河道掘削範囲

出典：吉野川水系河川整備計画－吉野川の河川整備(国管理区間)－【変更】平成29年12月



現況



河口堰湛水操作時のイメージ



# 津慈地区自然再生事業地の管理・運営について

津慈地区自然再生事業地の管理・運営は、下記の3案があげられます。

津慈地区自然再生事業地の管理・運営のステップ

	手法	内容
案①	国土交通省の単独による管理・運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・国土交通省が河道掘削とあわせて湿地を造成する。</li><li>・国土交通省が堤防敷地の除草を実施する。</li></ul>
案②	寄付やネーミングライツ等を活用した維持管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境教育を目的としたイベントや河川のアダプト制度等を活用して、湿地の維持管理を実施する。管理体制については、別途検討することが必要である。</li><li>・維持管理にかかる資金は、企業からの寄付やネーミングライツの活用によって得る。</li></ul>
案③	河川空間のオープン化を活用した維持管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・河川敷地の占用は、原則として公的主体に限られていたが、「河川空間の利用に係る規則（河川敷地占用許可準則）」が緩和され、地域の合意を得たうえで、民間事業者による営利活動等の利用が可能となった。</li><li>・河川敷地を占用する民間事業者が、高水敷に収益施設及び利便施設（トイレ、駐車場、散策路など）を整備し、河川敷地及び湿地の維持管理を担う。</li></ul>



# 河川空間のオープン化の活用（案③について）

地域の合意を得て、河川空間の利用に係る規則（河川敷地占用許可準則）に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を行うことで、公募により選定した民間事業者等の営業活動が可能となります。

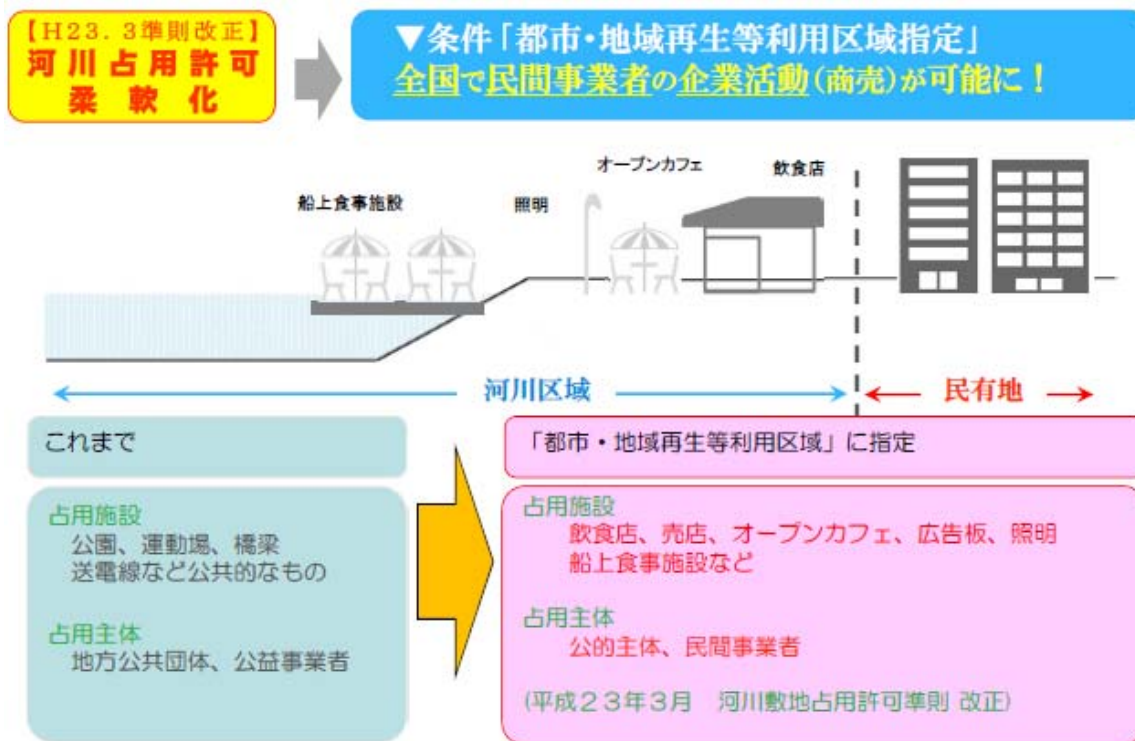
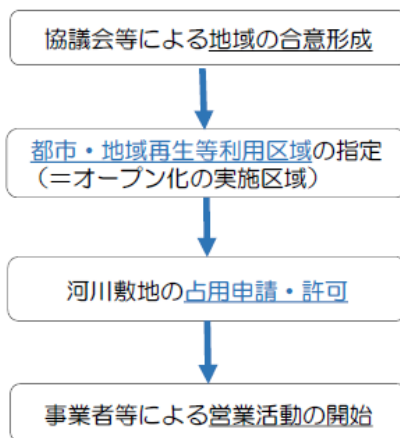
## ◆河川空間のオープン化が適用される条件

- ・河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- ・通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。（治水及び利水の支障がないこと等）
- ・都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

## ◆都市・地域再生等利用区域において占用許可が可能な施設

- ①広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- ②前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ③日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ④その他都市・地域の再生のために利用する施設

## ◆河川空間のオープン化の主な流れ



竹芝干潟

出典:ウォーターズ竹芝ウェブサイト



信濃川やすらぎ堤

出典:信濃川下流河川事務所ウェブサイト

## 7～8回のワーキングでの主な意見と今後の方向性

### 主な意見

#### ①津慈地区湿地づくりについて

- 1) 3湛2落操作をしても、浅い開放水面には草が生えてくると想定される。
- 2) 土や泥、ごみ、流木などがどのように動くかは、設計の途中段階でもシミュレーションして、もう少し見える形にしてもらいたい。条件がこれまでとだいぶ変わったので、イメージしていくことが少し難しい。
- 3) 植生によって、鳥類に限らず、生息する生きものの種類が大きく変わってくる。

#### ②津慈地区自然再生事業地の管理・運営の検討について

- 1) 施設等の設置者と維持管理主体を検討していく必要がある。また、各主体の役割の調整役はどこが担うのかも決めなければいけない。
- 2) 年に2回程度の草刈りでは、管理しきれない。陸地となる部分が広いほど管理はできなくなり、草が茂ったら、誰も来なくなるのではないかと。
- 3) 鳴門市等が整備しているビオトープはもともと耕作放棄状態でヨシが生えていた土地を、コウノトリのための開放水面として管理している。ヨシやガマが生えてくるのでトラクターを入れているが、今年は春から秋にかけて5回の草刈りを行っている。一定面積でコントロールして、開放水面ができるようにしていこうとしたら、かなりの費用が必要になってくる。
- 4) 本来の目的はコウノトリの採食場であり、人の利用が前に出てくると、本末転倒のような感じがする。議論のテーマを少し絞り込んだほうがいいのか。
- 5) もっとベースとなる設計が分かってきた段階で、関われる人や興味を持つような人に参加してもらえる体制づくりをしていったほうがいいのか。



### 今後の方向性

- ・湿地の管理を行える主体者が未確定であることから、管理運営に関する具体の整備や施設管理手法を定める必要がある。